



令和4年度 第3号

令和4年6月17日

練馬区立大泉第六小学校 保健室

マスクの着用の場面が変更になりました

5月20日に厚生労働省から「マスク着用の考え方及び就学前児の取り扱いについて」が公表されました。

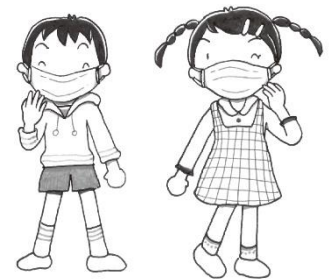
- ・マスク着用は引き続き基本的な感染対策であること
- ・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化すること
- ・就学前の児童（2歳以上）のマスク着用はオミクロン株対策以前の取り扱いに戻すこと

等が示されました。5月23日には、そのことを踏まえて政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたところです。

これから夏季を迎えるにあたり、熱中症のリスクを考え、学校生活における児童生徒のマスク着用について大六小で以下のような場面では、児童にマスクを外すように指導します。マスクをつけるかどうかについては家庭により様々な考え方があることもしっかりと指導してまいります。今後体育の学習でマスクを外させたくない場合は、連絡帳にて担任までお知らせくださいますようお願いいたします。マスクを着用したまま体育をすることが危険と判断した場合は、見学になる場合もあります。

<マスクの着用が不要な場面>

- ①体育の授業（屋外の運動場、体育館、プール）
- ②登下校時
- ③休憩時間に屋外で遊ぶ



①体育の授業では、マスクを外すよう指導します。

ただし体育の授業中であっても、熱中症の危険がなく適切な距離を保つことができないときはマスクを着用させるようにします。体育の授業前後の移動、着替えの場面ではマスクを着用します。

②登下校時は、夏場は熱中症リスクが高まるため屋外でマスクを外すよう指導します。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。

登校後、昇降口付近・廊下・階段は、身体的距離が取れないため、マスクを着用するように指導します。

③休憩時間に屋外（校庭）に出た時は、マスクを外すよう指導します。

昇降口や廊下・階段は適切な距離が取れないため、マスクを着用するように指導します。

引き続き基本的な感染対策「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」等を徹底しながら教育活動を実施していきます。感染状況が変化した場合には、内容が変更になる場合があります。

大泉第六小学校 歯みがき週間

☆期間6月27日（月）～7月1日（金）



大六小では、毎年夏休み前に『歯みがき週間』を設けています。

この時期に子供たちが意識して『歯みがき』に取り組むことによって、生活リズムが崩れがちな夏休みも基本的な生活習慣を大切にして健康的に過ごしてほしいという願いがあります。

今年度も、感染症予防により4年生で計画していた歯科校医による歯みがき指導は実施いたしません。家庭での歯垢染色液を使用した歯みがきチェックをお願いすることにしました。

ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

☆1・2・3年生…^{ねんせい}は 歯みがきカレンダー（ご家庭での記入をお願いします）

1・2年生は、朝と夜の歯みがきをしたら色をぬります。
3年生は、自分で目標を決めてチャレンジしましょう。

☆4・5・6年生…^{ねんせい}は 歯みがきチェック（ご家庭でお願いします）

自分の歯みがきを振り返ってみましょう。



☆^{ぜんがくねん}全学年…^はよい歯の^{はいふ}バッチ配布

<配布基準>

- ・4月の歯科健診の結果、むし歯がなかった人
- ・治療を終えた人（受診勧告書（黄色の紙）を提出した人）

6月23日までに「受診勧告書」の提出があった人に配布します。

それ以降に治療が終わった人には、受診報告書が保健室に届き次第、お渡しいたします。

